

箕面市物品購入等指名競争入札参加者選定基準

(目的)

第1条 この基準は、箕面市が発注する物品の購入及び修繕並びに役務提供業務委託等（以下「業務等」という。）に係る指名競争入札を行う場合の参加者（以下「指名業者」という。）の選定について、必要な事項を定めることを目的とする。

(指名の順位)

第2条 指名業者を選定する場合において、その指名順位は、次の各号に定める順位に基づいて行う。

- (1) 市内業者（第1希望業種）
- (2) 市内業者（第2希望業種）
- (3) 準市内業者（第1希望業種）
- (4) 市外業者（第1希望業種）
- (5) 準市内業者（第2希望業種）
- (6) 市外業者（第2希望業種）

2 前項に掲げる「市内業者」並びに「準市内業者」とは、「箕面市市内業者及び準市内業者の認定基準」の規定によるものとし、「市外業者」とは市内業者及び準市内業者以外の業者をいう。

3 「第1希望業種」及び「第2希望業種」とは箕面市競争入札参加者資格審査要綱（以下「審査要綱」という。）第2条第2項第11号に規定する「業者カード」に記載の業種をいう。

(指名業者の選定)

第3条 指名業者の選定は、各業種に応じ、第2条第1項に基づいて選定する。ただし、第1希望業種及び第2希望業種に属する業者に適切な業者が皆無又は少数の場合その他特に必要と認める場合は、希望業種にかかわらず業者を選定することができる。

(選定の際の留意事項)

第4条 指名業者の選定は、次の各号に掲げる事項に留意し、総合的に行う。

(1) 指名及び受注の状況

ア 当該年度における指名及び受注の状況を勘案し、指名が特定の業者に偏らないようにすること。

イ 市が既に発注した業務等の手持ち状況、進捗状況から見て、発注予定の業務等を同時に履行する能力があるかどうか勘案すること。

ウ 市が過去に発注した同種業務等の指名・受注状況及び履行実績を勘案すること

(2) 技術的適性等

ア 発注予定業務等の種類に応じ、当該業務等を履行するに足りる技術者、資機材等が確保できると認められること。

イ 発注予定業務等と同種の業務等について相当の履行実績があること。

(3) 検査成績等

市が過去に発注した業務等の成績が優良であるかどうかを勘案すること。

(4) 地域内業者の保護育成のための配慮

官公需についての中小企業者の受注の確保に関する法律等に基づき、地域内中小業者の保護育成のための配慮をすること。

(指名の制限)

第5条 次の各号のいずれかに該当する場合は、指名しない。

- (1) 箕面市競争入札参加者指名停止要綱に抵触するとき。
- (2) 箕面市建設工事等暴力団対策措置要綱に基づく指名除外期間中であるとき。
- (3) 市が既に発注した業務等に係る契約に関し、次に掲げる事項に該当し、当該状態が継続していることから受注者として不適当であると認められるとき。
 - ア 契約書に基づく受注関係者に関する措置請求に従わないこと等契約の履行が不誠実であること。
 - イ 役務提供業務委託にあつては、一括下請、下請代金の支払遅延等について、関係行政機関等からの情報により受託者の下請契約関係が不適切であることが明確であること。
 - ウ 本市との訴訟が係属中であること。
- (4) 役務提供業務委託にあつては、市が既に発注した業務について、安全管理の改善に関し労働基準監督署等からの指導があり、これに対する改善を行わない状態が継続している場合であつて受託者として明らかに不適当であると認められるとき。
- (5) 手形交換所による取引停止処分、主要取引先からの取引停止等の事実があり、経営状態が著しく不健全であると認められるとき。
- (6) 賃金不払いに関する厚生労働省からの通知が市長に対してあり、当該状態が継続している場合であつて、受注者として明らかに不適当であると認められるとき。

(指名の取消)

第6条 指名の後、入札までの間に前条の規定に該当することが明らかになった場合は、既に通知した指名を取り消す。

(指名業者数)

第7条 指名業者の選定数は、5者以上とする。ただし、発注予定業務等が特殊な業務等である場合その他特別な事情がある場合は、この限りでない。

附 則

この基準は、平成13年6月1日から施行する。

この基準は、平成23年11月4日から施行する。

この基準は、平成30年7月2日から施行する。

この基準は、令和5年8月24日から施行する。